

# 魚沼市における身寄りのない人への 支援に関するガイドライン

令和2年 11月



魚沼市



# Table of contents

## 目次

<b>01 ガイドラインの目的</b>	<b>1</b>
<b>02 ガイドラインの基本的な考え方</b>	<b>1</b>
(1) ガイドラインの対象者	1
(2) 自己決定の尊重・意思決定支援	1
(3) 成年後見制度と身寄りなし問題	2
(4) 支援シートの活用	2
<b>03 身寄りがないことで起こりうる問題</b>	<b>2</b>
<b>04 身寄りのない人への具体的な対応</b>	<b>3</b>
(1) 在宅時に起こる問題	
① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先	3
② 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意	4
③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理	4
④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務	4
⑤ 賃貸住宅への入居	5
⑥ 空き家の問題	5
(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題	
① 緊急連絡先	5
② 入院費及び施設利用料の支払い	6
③ 日用品等の準備・購入	6
④ 入院計画書やケアプラン等の同意	7
⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意	7
⑥ 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所先の確保	7
⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し	8
<b>05 おわりに</b>	<b>8</b>
<b>資料編</b>	<b>9</b>
(1) 用語の説明	10
(2) 補足	17
(3) ガイドライン策定構成員名簿	21



## 》 01 ガイドラインの目的

無縁社会といわれて10年が経ちますが、正に現代社会は核家族化や高齢化に加え、地縁血縁といった様々な人間関係が希薄化し、地域で孤立する人が増えています。

このような親族がない、または親族はいても疎遠で援助を受けられない人の支援をする上で、医療同意や身元引受など、法的にも明確な規準がないこれらの問題、いわゆる「身寄りなし問題」に対して、地域共通のルールを示すことによって、身寄りのない人でもスムーズに医療や介護・福祉のサービスが受けられるよう、その人の権利を擁護し、また、そうした人に関わる支援者の不安及び負担を軽減することを目的として作成しました。

## 》 02 ガイドラインの基本的な考え方

### 1 | ガイドラインの対象者 >>>

本ガイドラインの支援の対象となる人は、家族や親族がない人に加え、家族や親族がいても連絡がつかない人や、関係性の問題から援助を受けられない人などを想定しています。これらは、高齢者に限らず障害者の「親なき後の問題」にも共通するものと考えています。

### 2 | 自己決定の尊重・意思決定支援 >>>

医療や介護に限らず、すべての支援は本人の意思に基づき提供されることが基本です。とかく支援が困難になればなるほど、支援者の価値観で決めた支援を、本人の最善の利益として進めてしまうことがあります。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にした、尊厳を支える対応を行うことが何よりも重要です。

意思決定支援については現在、法律で明確に基準が定められておらず、領域ごとにそれぞれガイドラインが発出されています（「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）」、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成30年3月、厚生労働省医政局）」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月、厚生労働省老健局）」など）。

これらのガイドラインでは共通して、「チームアプローチ」及び「意思決定支援会議」が強調されています。一人の支援者の独断ではなく、チームにおいて本人の情報を収集し記録し共有していくことが重要です。

ここでいうチームとは、医療や介護の専門職に限らず、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人すべてを含みます。

### 3 | 成年後見制度と身寄りなし問題 >>>

『新潟県における身元保証人等に関する実態把握調査結果報告書（平成30年9月、新潟県立大学人間生活学部）』によれば、成年後見人・保佐人・補助人（以下、成年後見人等という）がいれば身元保証人等がいなくても受け入れると回答した病院及び施設が約8割あり、「身寄りなし問題」において成年後見制度への期待は高いと言えます。しかし、安易に成年後見制度を身寄りの代替として利用することは、制度の趣旨とも異なります。また、病院及び施設の職員が成年後見人等に役割を過剰に期待することにより起こるトラブルも散見されます。

本ガイドラインでは、成年後見制度の正しい知識の普及により、お互いの役割を理解することで、病院及び施設の職員と成年後見人等の連携が強化されることも目指しています。  
※成年後見制度の概要については、資料編（10ページ）に掲載しました。

### 4 | 支援シートの活用 >>>

身寄りがいないことで起こる問題に直面する支援者（主にケアマネジャーや相談支援専門員、医療関係者、施設の相談員など）が、その人に関わる他の専門職と役割分担及び情報共有をする会議で使用する『支援シート』を以下のとおり作成しました。

**【役割分担シート】**・・・（様式1）

入院・入所などの際に身元保証人等に求められる役割を、本人を支援するチームで分担し、身元保証人等がいなくてもスムーズにサービスを受けられるようにするためのシートです。

**【“もしもの時”の意思確認シート】**・・・（様式2-1）（様式2-2）

医療に対する考えや希望、また、亡くなった後のことについて、事前に本人の意向を確認するためのシートです。

**【死後事務確認シート】**・・・（様式3）

関係者間で本人が亡くなった後の役割分担を決めておくシートです。

## >> 03 身寄りがいないことにより起こりうる問題

身寄りがいないことにより起こる問題は、主に次のような場面で顕在化します。

### 1 | 在宅時に起こる問題 >>>

- ① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
- ② 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意
- ③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- ④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務
- ⑤ 賃貸住宅への入居
- ⑥ 空き家の問題

## 2 | 入院・入所から退院・退所までに起こる問題 >>>

- ① 緊急連絡先
- ② 入院費及び施設利用料の支払い
- ③ 日用品等の準備・購入
- ④ 入院計画書やケアプラン等の同意
- ⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意
- ⑥ 退院・退所の際の居室の明渡し及び退院・退所先の確保
- ⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

## >> 04 身寄りのない人への具体的な対応

ここでは、上記の問題に対して、**i) 本人の判断能力が十分な場合、ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合、iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合**、に分けて対応を示します。ただし、判断能力の有無はその日の状態や環境などによって変化しますし、決定すべき内容によっても異なります。まずは、意思決定支援を基本に本人の意思を確認することから始めてください。（参考：「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（平成30年6月、厚生労働省）」）

また、身寄りのない人への支援には関係機関との連携が不可欠です。本ガイドラインに類出する関係機関の連絡先を以下に掲載します。

### ▶ 地域包括支援センター

- ・・・魚沼市地域包括支援センター（電話：025-792-9760）
- ・・・魚沼市南部地域包括支援センター（電話：025-793-7337）

### ▶ 相談支援事業所

- ・・・うおぬま相談支援センター（電話：025-793-4011）

### ▶ 福祉事務所

- ・・・魚沼市市民福祉部福祉支援課（電話：025-792-9767）

### ▶ 社会福祉協議会

- ・・・魚沼市社会福祉協議会（電話：025-792-8181）

## 1 | 在宅時に起こる問題 >>>

### ① 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先

一人暮らし等で緊急時に不安のある人には、【うおぬま・米ねっと】（13ページ）を紹介し登録を勧めてください。

また、魚沼市の【緊急通報体制等整備事業】（13ページ）の利用及び、【災害時避難行動要支援者名簿】（13ページ）への登録も有効です。



## ② 福祉サービスの利用契約及びケアプラン等の同意

### i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が契約及び同意をします。サービス等の利用については、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に連絡してください。

### ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人の意思を確認の上、利用契約を補助または代理します。

### iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

サービスの利用については、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて成年後見制度または【日常生活自立支援事業】(13 ページ)の利用を検討します。

## ③ 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理

### i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が自らの財産を管理します。また、日常生活自立支援事業の利用及び、将来に備えて【任意後見制度】(10 ページ)の利用を検討します。

### ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に連絡してください。公共料金等の支払いは成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。

### iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて成年後見制度または、日常生活自立支援事業の利用を検討します。

## ④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務

### i) 本人の判断能力が十分な場合 (亡くなる前)

亡くなる前にあらかじめ葬儀や家財の処分などの死後事務について決めておく方法に【遺言】(14 ページ)と【死後事務委任契約】(14 ページ)があります。また、法的拘束力はありませんが社会福祉協議会で作成した【あいブック】(14 ページ)の普及も有効な取組です。

### ii) 成年後見制度を利用している場合

後見、保佐、補助類型のうち、後見類型については、家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務を行うことができるため、後見類型の場合は成年後見人に相談してください。

▶▶▶ 補足 1 (17 ページ)：成年後見人による死後事務

### iii) 成年後見制度を利用していない場合

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については【墓地埋葬法 9 条】(15 ページ)により、市町村が行うこととなります。福祉事務所に連絡してください。相続人に該当する方を探し、連絡を取るなど必要な対応をします。



引き取り手のない遺産がある時は、申立てにより家庭裁判所が【相続財産管理人】（15 ページ）を選任します。

可能であれば事前に関係者と支援シートを活用し、役割や手順などを確認しておくとのスムーズです。

## ⑤ 賃貸住宅への入居

日本賃貸住宅管理協会によれば、賃貸借契約の約 97%において、保証人等を求めています。保証人等に求められる機能・役割は、家賃の支払い保証・担保が主ですが、貸主（大家）及び不動産会社に保証人不要を求めることは困難であり、今後、新たな住宅セーフティネット制度の促進を検討します。

▶▶▶ 補足 2（17 ページ）：住宅確保要配慮者への対応

【公営住宅への入居に際しての取扱いについて】

【住宅確保要配慮者居住支援協議会】【家賃債務保証会社】

## ⑥ 空き家の問題

治療及び介護が必要で在宅に戻ることができなくなると、今まで住んでいた自宅が空き家となります。身寄りのない人がそのまま亡くなると、空き家は売却することも取り壊すこともできず放置され朽ちていきます。景観を損なうだけでなく、落雪や倒壊などの危険も伴う大きな問題となっています。

▶▶▶ 補足 3（18 ページ）：空き家対策について

【魚沼市空き家バンク制度】【遺品整理・空き家整理】

【遺言】【死因贈与】

## 2 | 入院・入所から退院・退所までに起こる問題 >>>

### ① 緊急連絡先

#### i) 本人の判断能力が十分な場合

本人から親族及び友人知人の有無を確認し、有る場合は本人の意向を確認した上で、その方に連絡先として求める役割を説明し協力を仰ぎます。親族や友人知人もなく支援者の関りもない場合は、緊急連絡先がないことをカルテ等に記録します。その後、支援シートを活用し関係機関と緊急時の役割等を確認しておいてください。

#### ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

多くの場合、成年後見人等が緊急連絡先になります。また、成年後見人等が緊急連絡先となりうる親族等を把握している場合もあります。まずは成年後見人等に連絡して、緊急連絡先として求める役割を説明してください。

#### iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族や友人知人もなく関わっている支援者もいない場合、高齢者の場合は地域包括支援センターへ、障害者の場合は相談支援事業所へ、生活保護受給者の場合

は福祉事務所へ、それ以外で経済的に困窮する恐れのある人は、【生活困窮者自立相談支援事業】（15 ページ）窓口へ相談してください。また、上記のような関係者と支援シートを活用し、緊急時の役割等を確認しておいてください。

▶▶▶ 補足 4（19 ページ）：緊急連絡先の把握について

## ② 入院費及び施設利用料の支払い

### i) 本人の判断能力が十分な場合

支払いが可能な場合は原則本人が支払いをします。また、入院費の未払いを防ぐために保険証の有効期限を確認するなどの対応も必要です。

▶▶▶ 補足 5（19 ページ）：入院費等の未払いを防ぐ対応

### ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。ただし、成年後見人等が保証人として、入院費・施設利用料を負担することはありません。

### iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて成年後見制度または、日常生活自立支援事業の利用を検討します。

## ③ 日用品等の準備・購入

### i) 本人の判断能力が十分な場合

自分で必要な物品の準備ができない場合、緊急連絡先になっている方へ相談します。緊急連絡先がない場合は、有償ボランティア及び民間事業者のサービス利用を検討します。

※市内で介護保険外のサービスを行っている事業所を、資料編（16 ページ）に掲載しました。

なお、病院によってはCSセット（入院中に必要な日常生活用品をレンタルできるサービスです。利用料は別途業者より請求されます。）を利用できます。病院スタッフに確認してください。

### ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

物品の購入や本人を直接介護することなどは、事実行為といい成年後見人等に行う義務はありません。しかし、後見業務を行う一連の流れの中で、事実行為も同時に行わざるを得ない場面は多々あります。依頼したい具体的な内容を成年後見人等に伝え相談してください。

### iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人に分かるように丁寧に説明し、上記の“i) 本人の判断能力が十分な場合”と同じように本人がサービスを契約できるよう援助します。

それでも本人の意思が確認できずサービスの契約ができない場合は、成年後見制度の利用を検討します。

#### ④ 入院計画書やケアプラン等の同意

##### i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が行います。本人が理解できるように分かりやすく説明してください。

##### ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が、本人の同意を得て説明の場に同席し説明を受けます。その上で、成年後見人等が本人の意思を確認し、入院計画書やケアプラン等に署名します。

##### iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人が理解できるように分かりやすく説明してください。説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨をカルテ等に記載します。

#### ⑤ 医療行為（手術、延命治療など）の同意

##### i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で、本人自身が最終的な治療方法を選択し同意します。

##### ii) 本人の判断能力がない等、医療同意が取れない場合

支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等（法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいう）から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを最大限考慮して医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。また、そうした判断プロセスを記録しておくことが重要です。（参考：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（令和元年5月、医療現場における成年後見制度へ理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究班）」）

▶▶▶補足6（20ページ）：医療同意に対する法的な考え方

#### ⑥ 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所先の確保

##### i) 本人の判断能力が十分な場合

入院・入所前に関わりのあった支援者等と、本人の意思及び意向を確認しながら退院・退所先や退院・退所後の生活等について相談します。小出病院の入退院に際しては、【入退院支援連携ガイド】（16ページ）を活用します。

##### ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

上記 “i) 本人の判断能力が十分な場合” の対応に成年後見人等を交え、相談します。

### iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

退院・退所に向けた支援を進めるチームを作る中で、成年後見制度の利用を検討します。成年後見制度の相談窓口（12 ページ）に相談してください。

#### ⑦ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

※ [1 | 在宅時に起こる問題 >>>](#) ④ 葬儀や遺品の処分などの死後事務（4 ページ）と同じ。

## 》 05 おわりに

身寄りのないことで起こる問題は多岐にわたり、また、それぞれの背景や事情などによっても対応は異なります。残念ながら、本ガイドラインでそれらすべてが解決できるわけではありません。最終的には、その人に関わる関係機関の皆様方が、力を合わせて知恵を出し合いながら、個別に対応することになるでしょう。そこで大事になるのがチームによる支援です。本ガイドラインは、本人を支えるチーム作りのツールとしてもご活用いただけるものと思っております。

また、チームによる支援を進める上では、本人の意思決定を支援するという視点を忘れてはなりません。その支援が真に本人の意思（希望）に基づくものであるためには、また、身寄りのない人の権利を擁護するという本ガイドラインの目的に適うためには、常に本人を中心に置き、本人の自己決定を尊重する姿勢が極めて重要です。

今後は、本ガイドラインを活用した支援の事例を検証し、より現場に即したものになるよう見直していきたいと考えております。ぜひ、多くの関係機関の皆様方から、本ガイドラインをご活用いただき、身寄りがなくても安心して暮らせる地域づくりを推進していただくことを期待しております。

# Documents

## 資料編

### (1) 用語の説明

成年後見制度	10
うおぬま・米ねっと	13
緊急通報体制等整備事業	13
災害時避難行動要支援者名簿	13
日常生活自立支援事業	13
遺言	14
死後事務委任契約	14
あいブック	14
墓地理葬法9条	15
相続財産管理人	15
生活困窮者自立支援事業	15
保証人及び連帯保証人	15
身元保証人・身元引受人	15
その他のサービス	16
入退院支援連携ガイド	16

### (2) 補足

補足1 成年後見人による死後事務	17
補足2 住宅確保要配慮者への対応	17
補足3 空き家対策について	18
補足4 緊急連絡先の把握について	19
補足5 入院費等の未払いを防ぐ対応	19
補足6 医療同意に対する法的な考え方	20

### (3) ガイドライン策定構成員名簿

21

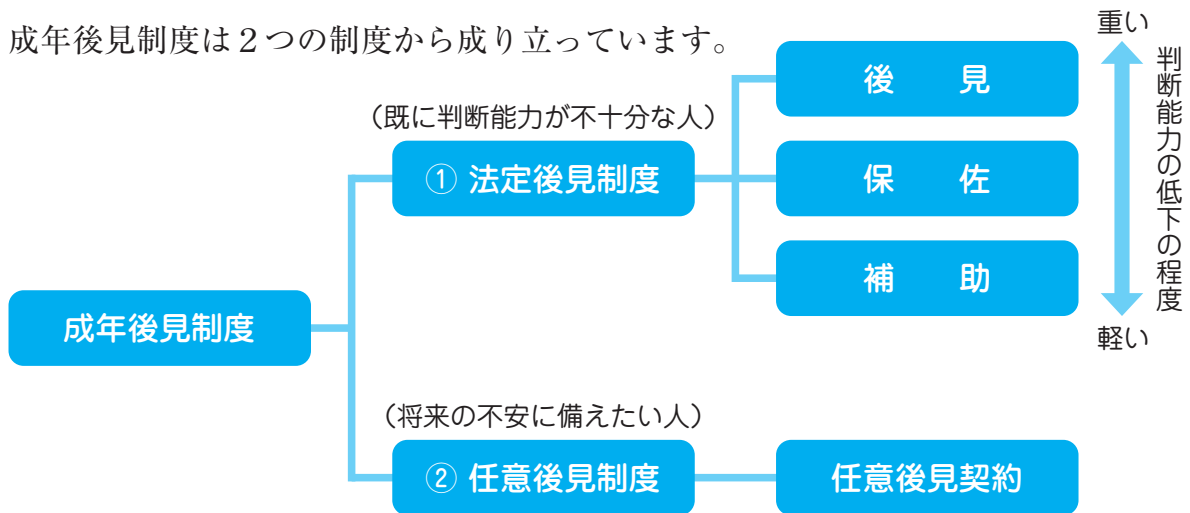


# (1) 用語の説明

## ■ ■ 成年後見制度 ■ ■

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利及び財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

成年後見制度は2つの制度から成り立っています。



①法定後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより自分ひとりで物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなった場合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約を行い、本人の権利を守りながら生活を支援・保護する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

※実際に成年後見人等が支援できるようになるまでには、一般的に申立てから1か月から3か月程度かかります。

(成年後見制度の申立手続きに関する問い合わせ先)

●新潟家庭裁判所長岡支部 (電話：0258-35-2298)

②任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活及び財産の管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公正証書によって結んでおくものです。本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。

(任意後見制度に関する問い合わせ先)

●長岡公証人合同役場 (電話：0258-33-5435)

## ■ 成年後見人等の役割

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」になります。



### (i) 身上保護

成年後見人等は、本人の生活及び健康に配慮し、安心した生活が送れるように福祉サービス等の手配や契約を結んだり、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めます。

具体的には、

- ・福祉サービス利用契約、サービス内容の確認、見守り
- ・家賃の支払いや契約の更新
- ・治療・入院等に対する契約や費用の支払い など

### (ii) 財産管理

成年後見人等は本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から不動産等の財産処分まで多岐にわたります。

具体的には、

- ・印鑑、預貯金通帳の管理
- ・収支の管理（預貯金の管理、公共料金や税金の支払い等）
- ・不動産の管理、処分（居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要）
- ・遺産相続の手続き など

## ■ 成年後見人等ができないこと

### (i) 事実行為

介護をする、買い物をする、退院の付き添いをするなどのことを「事実行為」と言い、成年後見人等の職務範囲ではありません。しかし、必要に応じてこれらのサービスを手配することは、成年後見人等の業務に含まれます。

### (ii) 身元保証人・身元引受人・連帯保証人等になること

成年後見人等は身元保証人等になることはできません。ただし、緊急時には成年後見人等が窓口となる場合が多いです。

なお、親族が成年後見人等の場合には、保証人等を引き受けることがありますが、これはあくまでも親族の立場として引き受けているのであり、成年後見人等の職務の範囲外であることに変わりはありません。

### (iii) 医療行為（手術・延命治療など）の同意

医療行為とは病気及び怪我の治療をする行為であり、予防接種やかかりつけ医への定期受診など日常的なことから、手術や延命治療まで広範囲に及びます。医療行為を受ける際に、専門家である医師から十分な情報提供と説明を受け、自らの納得と自由な意思に基づき、自分の医療行為を選択し、同意し、あるいは拒否する権利が、医療における患者の自己決定権（医療同意）です。この権利は、本人に一身専属的に帰属し、行為代理になじまないものとされています。

また、遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組なども同様に、本人だけが行使することがで

きる権利とされており、成年後見人等であっても代理で行うことはできません。

#### (iv) 身体拘束の同意

身体拘束についても一身専属権に属し、成年後見人等が同意することはできません。平成 20 年には介護施設と同様、医療施設でも原則禁止とする高裁判決が出されています（名古屋高裁平成 20 年 9 月 5 日判決（上告棄却））。さらに、障害者虐待防止法には「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当すると明記されています。

緊急ややむを得ない場合の対応として身体拘束が認められるには、以下の 3 つの要件をすべて満たすことが必要であるとされています。

- ☑切迫性：本人または他の利用者の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ☑非代替性：他に代替する介護方法がないこと
- ☑一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

また、できれば第三者も入れて施設全体で検討し、本人や成年後見人等に詳細に説明すること、その都度記録をつけること、が求められています。

#### ●成年後見制度の相談窓口

高齢者の場合は、

- ・・・魚沼市地域包括支援センター（電話：025-792-9760）
- ・・・魚沼市南部地域包括支援センター（電話：025-793-7337）

障害者の場合は、

- ・・・魚沼市市民福祉部福祉支援課（電話：025-792-9767）
- ・・・うおぬま相談支援センター（電話：025-793-4011）

法人後見に関する相談は、

- ・・・魚沼市社会福祉協議会（電話：025-792-8181）

❖地域包括支援センターとは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員など専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、様々な相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っています。また、権利擁護業務の中で成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応などを行っています。

❖うおぬま相談支援センターは、魚沼市の障害児者を対象とした総合相談支援の拠点として、障害者相談支援事業、計画相談支援、地域相談支援を実施しています。障害児者等から寄せられる様々な相談に、専門性を持って対応し、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援を行っています。

❖法人後見とは、社会福祉法人や NPO 法人などが成年後見人等になることをいいます。魚沼市社会福祉協議会では、平成 27 年度に家庭裁判所に法人後見受任団体として登録され、法人として成年後見人等となり活動しています。

## ■ ■ うおぬま・米ねっと ■ ■

魚沼地域（十日町市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町・津南町）の病院や診療所、調剤薬局、介護施設、訪問看護などをネットワークで結び、患者及び利用者の診療情報や介護情報等を共有する仕組みです。

この仕組みを利用することにより、効率的に安全・安心な医療を提供すること及び、救急搬送時の迅速な治療につなげられるという効果も期待されます。

また、魚沼市では現在、生活保護受給者で一人暮らしの人を対象に、市の担当が聞き取りを行い、緊急時の連絡先等を記録しておく取組を進めています。こうした取組は、身寄りのない人に限らず、多くの一人暮らし高齢者及び障害者の安心につながるもので、今後さらに進めていきます。

（うおぬま・米ねっとに関する問い合わせ先）

●うおぬま・米ねっと事務局（電話：025-788-0485）

## ■ ■ 緊急通報体制等整備事業 ■ ■

一人暮らし高齢者及び身体障害者のみの世帯に緊急通報装置を貸与します。

（対象者）

- ・概ね65歳以上の単身、高齢者世帯又は身体障害者のみの世帯
- ・日中居宅に1人になることが常である高齢者又は身体障害者

（利用料）

- ・市民税非課税世帯：無料
- ・市民税課税世帯：月額500円

（問い合わせ先）

●魚沼市市民福祉部介護福祉課（電話：025-792-9755）

## ■ ■ 災害時避難行動要支援者名簿 ■ ■

災害時に避難支援・安否の確認が特に必要と思われる高齢者及び障害者のうち、個人情報自主防災会（自治会）・民生委員・消防団へ提供することに同意された人の名簿です。

（問い合わせ先）

●魚沼市総務政策部防災安全課（電話：025-792-9214）

## ■ ■ 日常生活自立支援事業 ■ ■

認知症の高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人など、日常の生活をしていく上で必要な福祉サービスの利用などについて、自分ひとりの判断で行うことに不安のある人が、地域で安心して生活できるように支援する制度です。

認知症の診断及び障害者手帳の有無にかかわらず、福祉サービスなどの利用や日常的な金銭管理などに支援が必要と思われる人（ただし、契約の内容について理解できることが必要）が利用できます。

## ■提供するサービス

### ①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスを利用する、またはやめたりする手続き
- ・福祉サービスの利用料の支払い
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き

### ②日常的金銭管理サービス

- ・年金及び福祉手当の受け取りに必要な手続き
- ・医療費の支払い手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
- ・支払いに必要な預貯金の払戻しや解約、預け入れの手続き

### ③書類等の預かりサービス

- ・銀行の貸金庫などを利用して次の物を預かります  
年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印や銀行印など

(問い合わせ先)

●魚沼市社会福祉協議会 (電話：025-792-8181)

## ■■ 遺言 ■■

子供も直系尊属もない場合、兄弟姉妹が亡くなっているとその子供が相続人になり、調べると法定相続人が数十人にもなることがあります。あらかじめ自身の財産を誰に相続させるかを決めておくことで、そうしたトラブルを避けられます。

## ■■ 死後事務委任契約 ■■

亡くなった後の家賃や医療費等の支払い、葬儀や永代供養に関することなどを、あらかじめ第三者に依頼する契約を結びます。

遺言も死後事務委任契約も、公証役場で公正証書として作成しておくのが確実です。

### ●遺言と死後事務委任契約の相談先

長岡公証人合同役場	(電話：0258-33-5435)
新潟県弁護士会	(電話：025-222-5533)
新潟県司法書士会	(電話：025-244-5121)
新潟県行政書士会	(電話：025-255-5225)

## ■■ あいブック ■■

魚沼市社会福祉協議会が作成したエンディングノートです。

エンディングノートとは、自分の大切にしていることや、どのような医療及びケアを望んでいるかなど、家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートのことです。

(問い合わせ先)

●魚沼市社会福祉協議会 (電話：025-792-8181)



## ■ ■ 墓地埋葬法 9 条 ■ ■

死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

※火葬等の費用は本人の遺留品の中から支払われます。遺留品で不足する分は、自治体が立替え相続人に請求します。

## ■ ■ 相続財産管理人 ■ ■

引き取り手のない遺産があるときは、利害関係者からの申立てにより、家庭裁判所が相続財産管理人を選任します。相続財産管理人は、被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

相続財産管理人の報酬は、相続財産から支払われます。ただし、相続財産が少なくて報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人から報酬相当額を家庭裁判所に納めてもらい、それを財産管理人の報酬にすることがあります。

## ■ ■ 生活困窮者自立支援事業 ■ ■

平成 27 年度より、福祉事務所のある自治体は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行うことが義務付けられました。

魚沼市では、社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。

（問い合わせ先）

●魚沼市社会福祉協議会（電話：025-792-8181）

## ■ ■ 保証人及び連帯保証人 ■ ■

保証人・連帯保証人のどちらも、本人（主たる債務者）がその債務を履行しない時にはその履行する責任を負う義務があります。

保証人と連帯保証人の違いは、施設等（債権者）が債務を請求する際、保証人の場合「まずは主たる債務者に請求するよう主張すること（催告の抗弁）」、「主たる債務者に弁済する資力がある場合、弁済が可能であることを理由に、主たる債務者から弁済を受けるよう主張すること（検索の抗弁）」ができますが、連帯保証人の場合はこのような主張ができません（本人とまったく同等の立場であるので、抗弁ができません）。

このようなことから、連帯保証人の責任は保証人に比べ、一層重いとされています。

## ■ ■ 身元保証人・身元引受人 ■ ■

法令上の規定に「身元保証人」及び「身元引受人」という用語はありませんが、一般的に、「本人の行為により保証を求める側が損害を受け、本人がその損害を賠償することができない場合に、その損害を担保する人」を身元保証人、病院等を退院する際に「身柄を引き受ける責任を有する人」を身元引受人という意味で使われることが多いようです。

※なお、「身元保証ニ関スル法律」(昭和8年法律第42号)に規定される身元保証は雇用契約上の規定であり、医療機関等で使われている身元保証とは、その意味が異なります。

## ■ ■ その他のサービス ■ ■

有料となりますので、料金は直接お問い合わせください。

名称	内容等	電話
あいほうし隊 (有償サービス)	生活のちょっとした困りごとがある人を、ご近所さん同士が助け合う活動です。 電球交換、灯油入れ、掃除、ごみ出し、話し相手、通院介助、買い物 など	025-792-8181
ケアシスタ介護保険外サービス	身体介護：排泄介助、食事介助、更衣介助、入浴介助、通院・外出介助など 生活介護：調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理 など	025-793-7150
虹のかけ橋	薬の受取り、買い物 など	025-792-9411 JA北魚沼介護ステーション内
魚沼社協ふれあいサポート事業	身体介護：散歩、洗髪、外出介助、通院介助、排泄介助、衣服の着脱 など 生活介護：話し相手、調理、掃除、買い物、衣服の入替、薬の受取り など	025-794-6207
ねこの手	買い物、ごみ捨て、調理、洗濯など	025-792-5661
魚沼市シルバー人材センター	掃除、家事援助、通院介助など	025-792-3778

## ■ ■ 入退院支援連携ガイド ■ ■

入退院支援連携ガイドとは、小出病院の入退院に際し、主に病院とケアマネジャーの役割を記載したものです。

(問い合わせ先)

●魚沼市在宅医療推進センター (電話：025-793-7305)



## (2) 補足

### ■ ■ 補足1 ■ ■ 成年後見人による死後事務

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）により、相続財産の保存行為、弁済期が到来した相続債務の弁済、火葬または埋葬に関する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務については、成年後見人の権限に含まれることとされました。なお、「葬儀」に関する権限については、成年後見人としての事務に含まれていません。

#### (1) 個々の相続財産の保存に必要な行為

（具体例）

- ・ 相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の完成猶予及び更新
- ・ 相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為

#### (2) 弁済期が到来した債務の弁済

（具体例）

- ・ 成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払い

#### (3) 家庭裁判所の許可の上、その死体の火葬または埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（(1)(2)に当たる行為を除く）

（具体例）

- ・ 遺体の火葬に関する契約の締結
- ・ 成年後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結（トランクルームの利用契約など）
- ・ 成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約
- ・ 債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払戻し

なお、補助人、保佐人の場合も、本人の個別の死後事務委任契約を把握している場合があるため相談してください。

また、死亡診断書は死亡届とともに本人の死亡地、本籍地または届出人の住所地の市町村へ提出します。死亡届の提出は成年後見人等もできます。

### ■ ■ 補足2 ■ ■ 住宅確保要配慮者への対応

#### 【公営住宅への入居に際しての取扱いについて】

平成30年3月30日、国土交通省は、単身高齢者等が増加し公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難になることが懸念されることから、国土交通省が示す公営住宅管理標準条例から保証人に関する規定を削除しました。さらに、必要に応じて家賃債務保証業者等による機関保証を活用し入居を円滑化していくことが必要としています。

新潟県営住宅条例及び魚沼市営住宅条例では連帯保証人を求めており、機関保証も認められていません。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、猶予及び免除が可能なので相談してください。

(問い合わせ先)

●魚沼市産業経済部都市整備課 (電話：025-793-7991)

### 【住宅確保要配慮者居住支援協議会】

住宅確保要配慮者居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携（住宅セーフティネット法第51条第1項）し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものです。

(問い合わせ先)

●新潟県居住支援協議会 (電話：025-211-8665)

### 【家賃債務保証会社】

家賃債務保証会社を利用した場合、借り主が家賃債務保証会社に一定の保証料を支払うことで、万が一、借り主に賃料などの不払いが発生した場合でも、家賃債務保証会社が賃料を保証します。最近では連帯保証人を立てる代わりに、家賃債務保証会社による保証を利用できる物件が増えています。連帯保証人がいない場合は、あらかじめ不動産会社に伝えた上で、家賃債務保証会社の利用を前提に住まいを紹介してもらうことも可能です。

ただし、保証契約の内容及び家賃債務保証会社の対応をめぐってトラブルが発生することもありますので、家賃債務保証会社の利用に当たっては、事前に契約内容などをしっかりと確認することが重要です。

## ■■ 補足3 ■■ 空き家対策について

### 【魚沼市空き家バンク制度】

平成27年5月の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受けて、魚沼市では空き家の有効活用と併せて、市内への移住定住の促進等を目的として空き家バンク制度を実施しています。現在市内にある空き家物件の登録を募集しています。

この制度は、使用しなくなった空き家を売りたい・貸したい所有者と、空き家を買いたい・借りたい利用者が、魚沼市空き家バンクに登録し、双方同意のもとで空き家の有効活用を行います。

(問い合わせ先)

●魚沼市総務政策部地域創生課 (電話：025-792-9752)

### 【遺品整理・空き家整理】

本人が亡くなって空き家になった家の片づけを代行する事業者があります。

(問い合わせ先)

必要な場合は、魚沼市社会福祉協議会（電話：025-792-8181）に問い合わせてください。

### 【遺言】【死因贈与】

他に、空き家をつくらないための対策として①遺言と②死因贈与（贈与者〔財産を渡す人〕と受贈者〔受け取る側〕の間で、「贈与者が死亡した時点で、事前に指定した財産を受贈者に贈与する」という贈与契約の一種です。贈与者が死亡することによって効力が生じます）があります。これらをしておくことで、家屋が相続人不在となり放置されること及び、関係の薄い複数の相続人の共有になり、売ることも貸すこともできないという状況になることを防ぐことができます。

(問い合わせ先)

- 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）
- 新潟県司法書士会（電話：025-244-5121）
- 新潟県行政書士会（電話：025-255-5225）

## ■ ■ 補足4 ■ ■ 緊急連絡先の把握について

地域包括支援センターが、介護予防の事業や民生委員・児童委員等からの情報で、本人の暮らしを把握していることもあります。本人と相談の上、地域包括支援センター及び民生委員・児童委員に連絡を取ります。

本人が、緊急の連絡先やかかりつけ医などを予め記載した書類等を救急搬送時に持ってきている場合があります。救急要請から搬送までの経過を救急隊員より聞き取りをして、情報を得ます。

(問い合わせ先)

- 民生委員児童委員協議会事務局（電話：025-792-8181）

## ■ ■ 補足5 ■ ■ 入院費等の未払いを防ぐ対応

入院費等の未払いを防ぐ工夫として、入院時に本人の保険証を確認することが必要です。保険証の有効期限を確認し、短期被保険者証（有効期限の短い保険証）が交付されている場合及び被保険者資格証明書になっている場合には、保険料の滞納が考えられますので、保険料の納付状況も含めて市に相談します。保険料の滞納がある場合、窓口での自己負担が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証を発行してもらえない場合がありますので、この場合も入院費等の支払いや保険料の納付も含めて市との相談が必要になる場合があります。

本人が保険証を持っていない場合及び生活費等に困窮していると考えられる場合には、生活困窮者自立支援窓口（社会福祉協議会）及び生活保護の担当窓口（福祉事務所）への相談も必要です。

なお、生活保護の開始は、急迫保護の場合を除き、原則として申請のあった日に遡って

適用されるため、入院時の初期対応が重要になります。生活保護制度は、本人からの申請に基づくことを原則としています（申請主義）が、重篤な状態で生命の危機にあるなど、本人からの申請が難しい場合には、申請がなくとも福祉事務所の職権で保護を決定します。これを急迫保護といいます。

（問い合わせ先）

- 魚沼市社会福祉協議会（電話：025-792-8181）
- 魚沼市福祉事務所（電話：025-792-9767）

## ■ ■ 補足6 ■ ■ 医療同意に対する法的な考え方

成年後見制度の利用の有無にかかわらず、医療を受けることに関する決定権は医療を受ける本人にしかありません。多くの場合、親族等に同意を求めますが、親族等の同意ですら、法令上明確な根拠があるわけではありません。

本人から同意が得られない場合には、医療機関の判断で医療行為を行うか否かを判断することになります。その場合は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改定 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームで慎重な判断を行う必要があります。

本人がどのような医療及びケアを希望しているかなどについて、関係者が普段の関わりの中で聞き取り記録しておき、万が一のとき本人の意思を推定できるそれらの情報を医療機関に提供することができると理想的です。そうした情報に基づいて本人の意思を推定し、また、その医療行為が本人の最善の利益に適うと関係者が合理的に信じて行った決定の一連の判断過程が明らかである場合、その決定に違法性を認めることは一般的には難しいと考えられます。

### (3) ガイドライン策定構成員名簿

#### 【策定委員】

氏名	所 属	備 考
布施 克也	一般社団法人 小千谷市魚沼市医師会 理事	委員長
井口 峰子	公益社団法人 新潟県看護協会 うおぬま支部 支部長	
樋口 賢二	社会福祉法人 魚沼更生福祉会 六花園 園長	
鈴木 勝彦	社会福祉法人 魚沼福祉会 特別養護老人ホーム美雪園 園長	
枝村 和枝	一般社団法人 新潟県介護支援専門員協会 会員	
竹内 隆志	新潟県魚沼地域振興局 健康福祉部 部長	
山之内 康浩	魚沼市消防本部 消防長	
小島 勉	魚沼市市民福祉部 副部長	
下村 耕平	社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会 事務局長	

#### 【編集部員】

氏名	所 属	備 考
北島 正子	魚沼市在宅医療推進センター コーディネーター	
佐藤 トモ子	魚沼市立小出病院 地域医療連携室 地域医療連携科長	
桜井 祐子	社会福祉法人 魚沼福祉会 特別養護老人ホームうかじ園 生活相談員	
大平 妙子	魚沼市社会福祉協議会 介護福祉課 課長	
勝 高太郎	うおぬま相談支援センター センター長	
星 頼久	杵瀨行政書士法人 星事務所 行政書士	
脇本 和則	魚沼市消防本部 警防課 救急係 係長	
高橋 朋子	魚沼市 市民福祉部 市民課 課長	
坂大 聡	魚沼市 市民福祉部 福祉支援課 生活支援係 係長	
星野 未菜美	魚沼市地域包括支援センター 社会福祉士	

#### 【アドバイザー】

氏名	所 属	備 考
片沼 貴志	片沼・橋本法律事務所 弁護士	
須貝 秀昭	身寄りなし問題研究会 代表	

魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン  
(令和2年11月策定)

魚沼市市民福祉部介護福祉課 / 福祉支援課  
電話 025-792-9755 / 025-792-9767

魚沼市社会福祉協議会地域福祉課  
電話 025-792-8181







UONUMA CITY